

報告第104号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算による健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 舘 茂

1 令和4年度決算による健全化判断比率

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------|----------|---------|--------|
| — | — | 10.2 | 71.2 |

2 令和4年度盛岡市財政健全化審査意見書（別冊）

報告第105号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算による資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 舘 茂

1 令和4年度決算による資金不足比率

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 (%) | 備 考 |
|-----------------|------------|-----|
| 水道事業会計 | — | |
| 下水道事業会計 | — | |
| 病院事業会計 | — | |
| 公設浄化槽事業費特別会計 | — | |
| 農業集落排水事業費特別会計 | — | |
| 中央卸売市場費特別会計 | — | |
| 新産業等用地整備事業費特別会計 | — | |

2 令和4年度盛岡市経営健全化審査意見書（別冊）

報告第 106 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書



損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 9 月13日

盛岡市長 内 舘 茂

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 170,609円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 7 月12日、盛岡手づくり村敷地内において、松の木が倒れ、駐車していた車両に接触し、車両を損傷したことによる。

報告第 107 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名 | 変 更 内 容 | 専決処分年月日 |
|------------------------------------|--|---------------|
| 加賀野地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修（建築主体）工事 | 契約金額「 471, 549, 100円」を「 475, 334, 200円」に改める。 | 令和 5 年 9 月14日 |

報告第108号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名 | 変 更 内 容 | 専決処分年月日 |
|---|--|-----------|
| 飯岡農業構造改善センター外3施設・都南老人福祉センター複合化・改修（建築主体）工事 | 契約金額「177,870,000円」を「178,901,800円」に改める。 | 令和5年9月14日 |

報告第109号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名 | 変 更 内 容 | 専決処分年月日 |
|--------------|--|-----------|
| 一級河川南川河川整備工事 | 契約金額「998,580,000円」を「1,003,345,200円」に改める。 | 令和5年9月14日 |

報告第 110 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 工 事 件 名 | 変 更 内 容 | 専決処分年月日 |
|---------------------------------|--|---------------|
| 盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修 (建築主体) 工事 | 契約金額「 518,677,500円」を 「 527,395,000円」に改める。 | 令和 5 年 9 月14日 |

報告第 111 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

下記業務の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

| 業 務 件 名 | 変 更 内 容 | 専決処分年月日 |
|------------------------|--|-----------------|
| 盛岡市立図書館内部空間等制作業務委託その 1 | 契約金額「197,780,000円」を「198,974,600円」に改める。 | 令和 5 年 9 月 14 日 |

報告第 112 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 9 月15日

盛岡市長 内 舘 茂

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部
を改正する条例

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項第 2 号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 9 月16日から施行する。

報告第 113 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

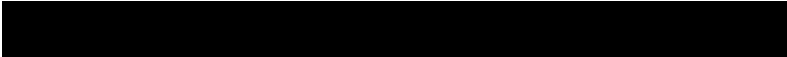

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 9 月15日

盛岡市長 内 舘 茂

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金27,500円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 6 月29日、盛岡市津志田西二丁目地内の有料老人ホームにおいて、市有移動図書館車を発進する際、車体左後方部が当該施設のパンフレットケースに接触し、パンフレットケースを損傷したことによる。

報告第 114 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年10月 2 日提出

盛岡市長 内 舘 茂

専決処分書

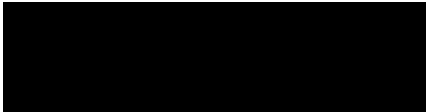
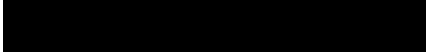
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 9 月19日

盛岡市長 内 舘 茂

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 121,605円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 7 月20日、盛岡市役所本庁舎裏駐車場にある樹木の枝が腐食により折れ、構内徐行中であつた相手方の車両に落下し、車両を損傷したことによる。